型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ―1096	長野工業　ＮＳ35	Ｓ３Ｌ２―ＥＤＭ２	長野工業株式会社	長野県千曲市八幡3297―２
ＮＶ―1097	長野工業　ＮＳ35Ｒ	〃	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年一月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年二月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２―29	ﾆﾙｽﾞ　Ｌ150Ｇ	三菱マシーナリー株式会社	静岡県磐田市飛平松216番地１

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年二月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年二月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２―30	ＫＲＯＮＥ　ＢｉＧ　Ｍ　420	ジーヤスピー株式会社	埼玉県鴻巣市雷電２丁目１番13号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年一月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年二月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２―31	ＥＵＲＯＰＥ　ＦＯＲＥＳＴＲＹ　ＣＨＩＰＰＥＲ　Ｃ―1060	オカダアイヨン株式会社	大阪府大阪市港区海岸通四丁目１番18号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十四年十二月十四日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―276	ﾛﾏﾂ　ＨＤ001	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目３番６号
ＮＳ―288	ﾛﾏﾂ　ＣＤ005	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十五年一月十八日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十五年二月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―430	クローネ　ＢｉＧ　Ｘ　650	ジーヤスピー株式会社	埼玉県鴻巣市雷電２丁目１番13号

○国土交通省告示第百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道169号改築工事（奥瀞道路（Ⅱ期）・和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ﾉ地地内から同市熊野川町九重字相須阪地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ﾉ地、字桃原、字阪本及び字小向イ並びに熊野川町九重字大平、字新田、字大田和及び字相須阪地内

奈良県吉野郡十津川村大字竹筒地内

２　使用の部分　和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ﾉ地、字桃原、字阪本及び字小向イ並びに熊野川町九重字大平、字新田、字大田和及び字相須阪地内

奈良県吉野郡十津川村大字竹筒地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ﾉ地地内から同市熊野川町九重字相須阪地内までの延長5.2㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道169号改築工事（奥瀞道路（Ⅱ期））及びこれに伴う一般国道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道169号改築工事（奥瀞道路（Ⅱ期））」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。